



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 教育委員会規則		
*2 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
63 一般競争入札による落札者の決定	(総合防災課) 4
64 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課) 4
65 //	(//) 5
66 換地計画の決定	(農業農村整備課) 5
○ 選挙管理委員会告示		
3 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	 5
*4 和歌山県議会議員選挙執行規程(昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号)の一部改正	 7
○ 諸報		
平成26年度行政書士試験の合格者	(一般財団法人行政書士試験研究センター) 8

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月27日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第1号中「若しくは指導教諭」を「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下「幼保連携型認定子ども園」という。)の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、主幹保育教諭若しくは指導保育教諭」に改め、同条第2号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)の理事

第7条の7第2号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第7条の9第1号中「できることと」を削り、同条第2号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第10条第2号中「国立養護教諭養成所」を「旧国立養護教諭養成所」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(保育士の登録をしている者の幼稚園教諭の免許状に係る教育職員検定)

第15条の2 免許法附則第19項の規定により教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 特例の実務に関する証明書(別記第9号様式の2)
- (3) 学力に関する証明書又は単位修得証明書
- (4) 卒業証明書又は修了証明書
- (5) 指定保育士養成施設の卒業証明書又は保育士試験の合格証明書
- (6) 誓約書
- (7) 履歴書
- (8) 人物に関する証明書
- (9) 身体に関する証明書

第19条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第28条中「実務証責任者」を「実務証明責任者」に、「(以下)」を「以下」に改める。

別記第5号様式中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号様式の2(第15条の2関係)

特例の実務に関する証明書

氏名

年 月 日生

1 良好な成績で勤務した期間等

職名	勤務期間	実労働時間
	年 月 日から 年 月 日まで	時間
	年 月 日から 年 月 日まで	時間
	年 月 日から 年 月 日まで	時間

上記期間のうち長期にわたって勤務しなかった期間

(育児休業、退職、病気休暇、産前・産後休暇等の区分により記入し、該当がない場合は、斜線を引くこと。)

事由	勤務しなかった期間	期間計
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

2 施設の概要

施設名 (認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設名称について、全て記載)	
認可等年月日 (認可外保育施設の場合は、設立年月日)	
所在地	
電話番号	

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有するものであることを証明する。

年 月 日

実務証明責任者

印

備考 特例の対象として認められる勤務時間等(3年以上かつ4,320時間以上)について、複数の施設における勤務時間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとにこの証明書を作成すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の4及び第7条の7の改正規定 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第28号）の施行の日
- (2) 第7条の9の改正規定（同条第1号中「できることと」を削る部分を除く。） 免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）附則第1項ただし書に規定する日

告 示

和歌山県告示第63号

一斉受令端末賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
一斉受令端末賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年12月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECAP/FILDGコンソーシアム
(代表者) 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
NECキャピタルソリューション株式会社関西支店
(構成員) 和歌山県和歌山市三木町中ノ丁15
NECフィールドイング株式会社関西第一支社和歌山支店
- 5 落札金額
26,632,800円（うち消費税及び地方消費税の額1,972,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年10月31日

和歌山県告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日

3011000 571	ケアセンター和 の里	橋本市紀見ヶ丘 3丁目2番18号	居宅介護・重 度訪問介護	特定なし	株式会社公和	橋本市紀見ヶ丘 3丁目2番18号	平成 27.1.1
3011800 327	訪問介護ステー ション元気	岩出市岡田844- 1	居宅介護・重 度訪問介護	特定なし	株式会社ふれ んど	岩出市岡田844- 1	平成 27.1.1
3011400 466	ケアステーショ ンベル	海南市日方204	居宅介護・重 度訪問介護・ 同行援護	特定なし	合同会社ケア ステーション ベル	海南市日方204	平成 27.1.1

和歌山県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3012000 224	ヘルパーステー ションよつ葉	御坊市菌147番 地1	居宅介護・重 度訪問介護	特定なし	株式会社MIO	御坊市菌147番 地1	平成 27.1.1

和歌山県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間総合整備事業吉原地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成27年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成27年1月28日から同年2月25日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課及び橋本市経済部農林整備課

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

平成26年11月30日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成26年11月30日執行 和歌山県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 報告書の要旨

30,012,700 円

候補者氏名	仁坂 吉伸	所属党派	無所属	期間	9月25日から 12月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	島村 不二夫					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		1,680,700 円
日本商工連盟	政治団体	100,000 円	家屋費		946,683 円
木村 皓一	会社役員	300,000 円	選挙事務所費		427,829 円
北原 正	会社役員	1,000,000 円	集会会場費		518,854 円
自由民主党本部	政党	2,000,000 円	通信費		円
和歌山県医師連盟	政治団体	1,000,000 円	交通費		18,060 円
由良 秀明	会社役員	40,000 円	印刷費		2,003,560 円
宇野 英明	医師	300,000 円	広告費		656,100 円
和歌山県石油政治連盟	政治団体	300,000 円	文具費		94,377 円
仁坂県政を育てる会	政治団体	4,000,000 円	食糧費		440,517 円
久保 義和	会社役員	1,000,000 円	休泊費		372,720 円
久保 晋典	会社役員	1,000,000 円	雑 費		1,223,569 円
全産連和歌山県地区政治連盟	政治団体	30,000 円	今回計		7,436,286 円
黒松 俊樹	僧侶	30,000 円	前回計		円
その他の寄附	件	円	総 計		7,436,286 円
その他の収入	件	円			
今回計		11,100,000 円			
前回計		円			
総 計		11,100,000 円			

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	702,000 円
	ポスターの作成	889,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,591,000 円

報告書受理年月日	平成26年12月15日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	仁坂 吉伸	所属党派	無所属	期間	12月16日から 12月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	島村 不二夫					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		141,250 円
			家屋費		1,476,043 円
			選挙事務所費		1,353,463 円
			集会会場費		122,580 円
			通信費		208,318 円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		865,065 円
			文具費		円
			食糧費		71,949 円
			休泊費		74,540 円
その他の寄附	件	円	雑 費		127,049 円
その他の収入	件	円	今回計		2,964,214 円
今回計		円	前回計		7,436,286 円
前回計		11,100,000 円	総 計		10,400,500 円
総 計		11,100,000 円			

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	702,000 円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	889,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,591,000 円

報告書受理年月日	平成26年12月25日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	畑中 正好	所属党派	無所属	期間	8月1日から 12月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	南畑 洋					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		170,000 円
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	政治団体	2,352,800 円	家屋費		852,800 円
			選挙事務所費		852,800 円
			集会会場費		円
			通信費		24,564 円
			交通費		22,730 円
			印刷費		1,536,600 円
			広告費		260,000 円
			文具費		4,455 円
			食糧費		75,652 円
その他の寄附	件	円	休泊費		288,008 円
その他の収入	件	円	雑 費		237,061 円
今回計		2,352,800 円	今回計		3,471,870 円
前回計		円	前回計		円
総 計		2,352,800 円	総 計		3,471,870 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	756,600 円
	ポスターの作成	780,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,536,600 円

報告書受理年月日	平成26年12月15日	第1回報告分
----------	-------------	--------

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

和歌山県議会議員選挙執行規程（昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成27年1月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第26条第3項中「てい重」を「丁重」に改める。

第30条第1項中「に、証紙をはり又は検印を受けるべき法第201条の8《都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙における政治活動の規制》第1項第4号に規定するポスター（以下「政治活動用ポスター」という。）の見本1枚（記載内容が異なる政治活動用ポスターがある場合においては、それぞれ1枚）」及び「添えて」を削る。

第32条第2項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

第34条中「見本」の次に「（記載内容が異なるビラがある場合においては、それぞれの見本）」を加える。

別記第2号様式中「掲示して」を「貼って」に、「こわし」を「壊し」に、「やぶった」を「破った」に改める。

別記第4号様式及び別記第8号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第9号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第12号様式中「第201条の8第1項ただし書き」を「第201条の8第1項ただし書」に改める。

別記第18号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

諸 報

公 告

平成26年11月9日に実施した平成26年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成27年1月27日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910004 5910013 5910016 5910035 5910043 5910072 5910090 5910131 5910133 5910154
5910157 5910168 5910176 5910187 5910253 5910312 5910318 5910348 5910363 5910371
5910390